

岡山労働局 第14次労働災害防止推進計画

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために厚生労働省が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。岡山労働局ではその計画を基に独自の労働災害防止推進計画を策定しました。

2023年4月～2028年3月までの5年間の計画期間とし、当局、管内の事業者、労働者等の関係者が一体となり、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指します。



本計画は「アウトプット指標」と「アウトカム指標」を定めて推進を図ります！

アウトプット指標 とは？



計画の重点事項の取組の成果として労働者の協力のもと事業者において実施される事項をアウトプット指標として定め、当局はその達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱います

アウトカム指標 とは？



事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱います

重点
事項

労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進に取り組みます



アウトプット指標

転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較し2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

重点
事項

高齢労働者の労働災害防止対策の推進



アウトプット指標

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

アウトカム指標

増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

重点
事項

外国人労働者等の労働災害防止対策・健康確保対策の推進



アウトプット指標

母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

アウトカム指標

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。

業種別の労働災害防止対策の推進



アウトプット指標

【陸運事業】

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を 2027 年までに 45%以上とする。

【建設業】

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。

【製造業】

機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。

【林業】

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

アウトカム指標

【陸運事業】

道路貨物運送業の死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5%以上減少させる。

【建設業】

建設業の死亡者数を 2027 年まで 2022 年と比較して 15%以上減少させる。

【製造業】

製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5%以上減少させる。

【林業】

林業の死亡者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 15%以上減少させる。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

アウトプット指標

労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。

労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

アウトカム指標

化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を 2018 年から 2022 年までの 5 年間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で 5%以上減少させる。

熱中症による死亡者数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

労働者の健康確保対策の推進

アウトプット指標

企業における年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。

勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。

50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

アウトカム指標

週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、時間外労働が月 80 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5%以下とする。

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。

以上のアウトカム指標を目指した場合、労働災害全体（コロナ関連を除く）としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待されます。

死亡災害については、2018 年から 2022 年までの 5 年間と比較し、2023 年から 2027 年までの 5 年間で、15%以上減少する。

死傷災害については、2022 年と比較して、2027 年においては 5%以上減少する。



第 14 次労働災害防止計画
の詳細はこちらから